独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程第75次改正案」に関する意見照会結果取りまとめ（第2回）

令和8年10月28日

No.	団体名等	分　類	意　見	理　由	コメント
1	軽自動車検査協会	4-5-2（2）	同表中欄の日の日 ↓ 同表中欄の日	誤記と思われます。	ご意見のとおり修正しました。
2	軽自動車検査協会	6-13	「UNR79-04-S6」 ↓ 「UN R79-04-S6」	スペース抜けと思われます。	ご意見のとおり修正しました。
3	軽自動車検査協会	6-65(2)	なお、当分の間、UN R53-04-S1中「6.1.1.1.及び 6.1.1.2.」とあるのは、～と、「6.12.1.」とあるのは「別添61「側方灯の技術基準」に適合するものを両側面に1個又は2個」と、「6.13.2.」とあるのは～であればよいものとする。」 ↓ なお、当分の間、UN R53-04-S1中「6.1.1.1.及び 6.1.1.2.」とあるのは、～と、「6.12.1.」とあるのは「UN R150-01-S2の 3.3.4.2.1.、4.、5.1.（ただし光度係数は、同規則3.5.1.1.とすることができる）に適合するものを 1 個又は 2 個」と、「6.13.2.」とあるのは～であればよいものとする。」	UN R53-04-S1において、「6.12.」は「非三角形のサイドレトロリフレクター」とされていることから、側方反射器の規定が必要であり、側方灯の読み替え規定は不要ではないでしょうか。	ご意見を踏まえ修正しました。
4	軽自動車検査協会	6-88(4)③	「次に掲げる自動車にあっては～とあるのを「UN R50-01又はUN R50-00-S20と読み替えることができる。以下（4）において同じ。）の6.、7.、8.及び9.」と読み替えることができる。 ↓ 「次に掲げる自動車にあっては～とあるのを「UN R50-01又はUN R50-00-S20の6.、7.、8.及び9.」と読み替えることができる。	書きぶりの提案です。	ご意見のとおり修正しました。
5	複数	7-68-1	側車付き二輪自動車 ↓ 側車付二輪自動車	誤記と思われます。	ご意見のとおり修正しました。
6	複数	7-68-1	鉛直方向に調節ものを備えなければならない。 ↓ 鉛直方向に調節するものを備えなければならない。	誤記と思われます。	ご意見のとおり修正しました。
7	軽自動車検査協会	7-68-1	ただし、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準に適合する自動車にあってはこの限りではなく、また、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、「備えなければならない。」とあるのを「備えることができる。」と読み替えるものとする。」 ↓ ただし、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.2.6.及び4.23.6.に定める基準に適合する自動車にあってはこの限りではない。 また、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、7-68-2の基準に適合する前照灯照射方向調節装置を備えることができるものとする。」	誤記及び脱字のほか、細目告示別添52のすべてに適合する必要性があるように取れかねないため、書きぶりの提案です。	ご意見いただきありがとうございます。 国交省との調整の結果今回の改正は見送ることといたしました。
8	軽自動車検査協会	7-68-2（1） ①、②	自動式の前照灯照射方向調節装置の装備が義務化されることで、性能要件として、細目告示第120条第13項第1号の記載が追加で必要となると思われますが如何でしょうか。	左記意見のとおり。	ご意見いただきありがとうございます。 国交省との調整の結果今回の改正は見送ることといたしました。

9	複数	7-68-5-1 7-68-5-2	7-68-5-1 装備要件 自動車には、7-68-2の基準に適合する前照灯照射方向調節装置を備えることができる。 7-68-5-2 性能要件 ↓ 7-68-6-1 装備要件 自動車には、7-68-6-2の基準に適合する前照灯照射方向調節装置を備えることができる。 7-68-6-2 性能要件	誤記と思われます。	ご意見いただきありがとうございます。 国交省との調整の結果今回の改正は見送ることといたしました。
10	軽自動車検査協会	7-105の3-2（1）④ 7-105の4-2（1）④	正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。 ↓ 正常に作動しないおそれがある場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。	当該文言は不要ではないでしょうか。	再考しましたが原案のままとします。 原案は細目告示の規定に合わせているものであり、「状態となっている場合」を削除した場合、規定の意味合いが変わるおそれがあるため。
11	複数	別添2別紙 12.(2)①ア、イ、ウ 12.(2)②ア、イ、ウ	原本と指すことにより、これまでの取扱いを変える趣旨のように見受けられますがそのような意図でしょうか。	確認です。	誤解を生まないよう改正は見送ることにいたします。 なお、明確化を目的とした改正案であり取扱いを変える主旨のもではございません。